

質問第一〇三号

高齢者の生活苦に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

奥 田 ふみよ

参議院議長 関 口 昌 一 殿

高齢者の生活苦に関する質問主意書

私は、令和八年七月十七日の参議院予算委員会において、国民年金額の実質目減りが続き、生活苦に陥っている受給者の声を伝え、この現状に対する政府見解について質疑した。これに対して高市早苗内閣総理大臣は、令和八年六月に国民年金の支給額が上がったことを受給者は知っていると認める旨答弁した。また、日本には生活保護制度や生活困窮者自立支援制度があり、社会福祉制度が整った国だと思ふ旨答弁した。さらに、困ったときには助け合いということで、多くの納税者がそのコストを負担しており、社会保険制度も様々整っているいい国だと思ふ旨答弁した。

この答弁を踏まえて、以下質問する。

一 高市内閣総理大臣は、令和八年六月に国民年金の支給額が上がったことを受給者は知っていると認める旨答弁した。しかし、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者の老齢基礎年金（満額一人分）は、月額七万四千八百円で対前年度比千三百円の増加にすぎない。この千三百円の増加で十分と考えているか示されたか。

二 令和八年七月十五日に公表された「国民生活基礎調査」によれば、生活意識について、「大変苦し

い」、「やや苦しい」と回答した高齢者世帯は合わせて五十二・一％であった。半分以上の高齢者世帯が、生活が「苦しい」と回答したという結果が示されている。この結果を見て、日本を社会福祉制度及び社会保険制度が整ったいい国と評価しているか示されたい。

三 半分以上の高齢者世帯が、生活が「苦しい」と回答した結果に対し、政府や自治体が現在実施している物価対策は、十分な負担軽減効果があると評価しているか示されたい。

右質問する。